

# アンカーニュース

## 建築基準法改正 - 耐震基準違反罰則を大幅強化

耐震強度偽装事件の再発防止に向けて、国土交通省は14日、自民党の国土交通部会に建築基準法改正案の概要を提示しました。3月中に閣議決定し、今国会に提出します。

改正案では、偽装など耐震基準にかかわる重大な違反をした建築士らに懲役二年以下、罰金300万円以下（現行は罰金50万円以下）を科すなど罰則を大幅に強化しました。

重大な違反のほかにも、建築士らが他人に名義を貸したり、構造安全性に関して虚偽の証明をしたりした場合に「懲役一年以下、罰金100万円以下」を新たに科します。売主が住宅販売の際に嘘の内容を説明した場合には、現行の「懲役一年以下、罰金50万円以下」を強化し「懲役2年以下、罰金300万円以下」とします。建築確認・検査体制を厳格化することも盛り込みました。民間確認検査機関などによる構造計算書の審査期間についても現行の21日以内から35日以内と延長します。一定規模以上の建物の構造計算書は第三者機関によるダブルチェックが義務化されることに伴い、審査期間も大幅に延長する模様です。

一方、同省は危険なマンションを購入した消費者を保護するため、売り主が住宅を販売する際に損害保険加入や銀行による信用保証などの情報を開示するよう宅地建物取引業法を改正する方針です。売り主への保険加入の義務化については、業界の反発などがあり見送られることとなりました。



発行者

合同事務所 アンカー

(司法書士・土地家屋調査士・行政書士)

〒105-0004 東京都港区新橋五丁目10番8号

クレグラン新橋 4階

TEL 03 - 3433 - 4567 FAX 03 - 3433 - 4578

担当：朝比奈